



今年の冬は、3年ぶりの寒波に見舞われていますね。3年前、いかあ屋建設中の大雪を思い出します。寒い日が続きますが、いかあ屋は、コロナ、インフルエンザ等の感染症対策に留意しながら、皆さまのご利用をお待ちしております。

図書館のご案内6

[棚番号 20・21・27]

NDC (日本十進分類) と
別置 (べっち)



▲ [棚番号 20]



▲ [棚番号 21]



▲ [棚番号 27]

NDC (日本十進分類法) をご存知ですか？

図書館では、すべての本を内容や種類によってグループに分けて (分類して) います。日本で一番多く使われている分類の方法が、NDC (日本十進分類法) です。0 から 9 までの 10 のテーマに分けて、その一つ一つをさらに細かく 10 に分けていき、3 ケタの数字でその本の内容を表わします。本の背に貼ってあるラベルに書いてある 210 や 913 などの数字が、分類を表わしています。いかあ屋でも、NDC を基準にして本を並べていますが、「別置」といって、NDC でなく独自のテーマで集めてあるコーナーもあります。

例えば、**20** と **21** の棚は、「すくすく」コーナーです。493、498、596、375 などいろいろな分類番号が並んでいますが、妊娠、出産、育児などに関連した本を置いてあります。

27 の棚は、「パソコン」コーナーです。パソコン、スマホ、SNS、プログラミングなどに関連した本が置いてあります。

IT ステーションに、図書館案内のコーナーを設けてありますので、そちらを見ながらぜひ図書館探検をしてみてください。

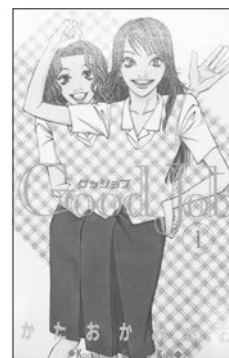
☆ 図書館員のオススメの本 ☆

「Good Job」①～⑦巻 かたおか みさお / 作者

建設会社のOL、うえちゃんとそこで働く人たちのお仕事マンガです。

OL してなんだか懐かしい、でも人との関わり方の本質は変わりません。うえちゃんのように、なかなかですけど、気づばり、気働き、仕事ってこういうこと、人と仕事するってこういうことなんだーって納得、まさにお仕事バイブルです。

人間関係に悩んだ時や、泣きたい時にもおすすめです♪



書 名：Good Job ①～⑦巻
作 者：かたおか みさお
出 版 社：講談社

【お問い合わせ先】

西ノ島町コミュニティ図書館 〒684-0211 島根県隠岐郡西ノ島町浦郷 67-8
TEL：08514-2-2422 FAX：08514-2-2423 MAIL：ikaya@nishinoshimalib.jp

「ペットに慰謝料が認められる？」



隠岐ひまわり基金法律事務所の弁護士の橋爪愛来（はしづめあき）と申します。

くらしの法律相談第8回は、ペットが事故に巻き込まれて怪我をしたり、亡くなってしまったりした場合に、飼い主に慰謝料が認められるか？についてです。ペットも大事な家族であることを考えれば、難しい問題です。

ご 相 談

交通事故に巻き込まれてしまい長年飼っていた愛犬が亡くなりました。愛犬が亡くなった慰謝料を加害者に請求できますか。



ア ド バ イ ス

損害賠償に関する法律では、ペットは物として考えられています。物的損害について、慰謝料が認められることは極めて例外的です。

物的損害に関する慰謝料が認められるかの判断基準として、物的損害について、慰謝料を請求できるのは、被害者の特別愛情や精神的平穏を強く害するような特段の事情があることが必要であるとした裁判例が参考になります。

そうすると、ペットであれば慰謝料が認められる可能性はありそうですが、裁判例としては、飼い犬が自動車にひかれて死んだが、加害者は責任を否認して誠意が認められなかった事例や、運送会社の運送中に運送方法が悪かったことから飼い犬を死に至らしめた事例など、ペットが死んだことに加えて、加害者の行為態様や加害者の態度が悪質であった場合に認められています。

ペット以外で物的損害が認められた事例は、店舗兼住宅への自動車突入事故につき、人命に対する危険もあったとして店舗損壊による慰謝料を認めた事例があります。

物的損害の慰謝料は認められたとしても金額は低く、交通事故で陶芸作品が破損したことにより陶芸家に100万円の慰謝料を認めた事例もありますが、全体としては50万円を超える事例は少ないようです。

したがって、ご質問の愛犬の場合も、愛犬が亡くなったという事情に加えて加害者が飲酒運転をしていたなどの悪質な場合や、加害者が自分の責任を否定して誠実な対応をしないなどの特別な場合には慰謝料が認められる可能性があります。いずれにしても物的損害の慰謝料は例外的な取扱いとなるので、まずは弁護士に相談されることをお勧めします。

【お問い合わせ先】



島前法律相談センター（西ノ島町）

- ・開催日時 毎月第2火曜日 14時～16時30分
- ・開催場所 西ノ島町黒木公民館 図書室

※ご予約は、島根県弁護士会（電話：0852-21-3450）へご連絡ください。



隠岐ひまわり基金法律事務所（弁護士 橋爪 愛来）

- ・業務時間 平日 9時30分～18時
- ・電 話 08512-3-1877

※電話相談無料（初回10分程度に限り）

2回目まで
相談料無料です！

